

## お 知 ら せ

このたびの九州北部豪雨により被害を受けられたみなさまに心からお見舞い申し上げます。

当分の間、被害を受けられた方へ次のような便宜扱いをさせていただきます。

1. 預金の通帳・証書・印章などをなくされた方、またはご提出が困難な方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますのでご相談ください。
2. 定期預金などの払い出しについてもご事情によりご相談に応じます。
3. 支払期日が経過した手形については、取立の便宜扱いもいたしますのでご相談ください。
4. 今般の災害を原因とする手形の不渡りについては、必要な手続きをとらせていただきます。
5. 損傷通貨のお引き換えをいたします。
6. 国債の紛失や中途換金についてご相談に応じます。
7. ご融資に関するご相談に応じます。

◆ご不明な点がございましたら[お近くの当行本支店窓口](#)へお問い合わせください。

鹿 児 島 銀 行